

本人確認書類について

次の書類が本人確認書類として使用できます。

- ・書類に記載された情報が住民票の情報と一致していること
- ・有効期限の定めがある書類は、有効期間内であること
- ・原本であること

本人確認書類 「A」	顔写真付きで、官公庁が発行した公的な身分証である以下のもの ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・運転経歴証明書（※交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る） ・旅券（パスポート） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
本人確認書類 「B」	「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されている以下のもの ・健康保険の資格確認書 ・医療費受給者証 ・年金手帳もしくは基礎年金番号通知書 ・介護保険被保険者証 ・社員証や官公署の職員証 ・学生証 ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書 ・在留カード（顔写真なし）